

○鳥取市文化財保護条例施行規則

昭和48年6月15日

鳥取市教育委員会規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指導援助等)

第2条 鳥取市教育委員会(以下「委員会」という。)は、市指定の文化財が適切に保護、保存されるため常に助言指導に努め、これに要する経費については、予算の範囲内において補助するものとする。

第3条から第7条まで 削除

(〔平成12年教委規則11号〕)

(指定申請)

第8条 文化財の指定を受けようとする者は、文化財指定申請書(様式第1号)を委員会に提出するものとする。

(指定書の交付)

第9条 委員会は、条例第4条の規定により文化財の指定をしたときは、鳥取市文化財指定書(様式第2号。以下「指定書」という。)を所有者及び権限に基づく占有者又は保持者(以下「所有者等」という。)に交付するものとする。

2 委員会は、条例第4条第2項による保持者の認定をしたときは認定書(様式第3号)を交付するものとする。

(見出…全部改正〔平成12年教委規則11号〕)

(解除)

第10条 委員会は、条例第5条第1項の規定により文化財の指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

2 所有者等が、前項による解除通知を受けたとき又は条例第5条第2項の規定に該当するに至ったときは、速やかに指定書を委員会に返納しなければならない。

3 委員会が、条例第5条第1項の規定により無形文化財の指定を解除したときは、保持者は、速やかに認定書を委員会に返納しなければならない。

(指定書の再交付)

第11条 所有者等が、指定書を紛失し、又はき損したときは、委員会に鳥取市指定文化財指定書再交付申請書(様式第4号)を提出し、指定書の再交付を受けることができる。

2 指定書の再交付を受けたときは、さきに受けた指定書は、その効力を失うものとする。

(所有者等の変更届出等)

第12条 条例第8条第1項の規定による届出は、鳥取市指定文化財の所有者等変更届(様式第5号)によるものとする。

2 条例第8条第3項の規定による届出は、鳥取市指定文化財保持者事故届(様式第6号)によるものとする。

(滅失等の届出)

第13条 条例第9条第1号及び第3号の規定による届出は、鳥取市指定文化財所在場所変更届(様式第7号)によるものとする。

2 条例第9条第2号の規定による届出は、鳥取市指定文化財滅失(き損、亡失、盗難)届(様式第8号)によるものとする。

(現状変更許可申請等)

第14条 所有者等が、条例第10条第1項の規定による現状変更等について許可を受けようとするときは、鳥取市指定文化財現状変更許可申請書(様式第9号)を現状を変更しようとする日の20日前までに委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその申請内容を審査し、許可することに決定したものについては、当該申請者に鳥取市指定文化財現状変更許可書(様式第10号)を交付するものとする。

(修理の届出)

第15条 所有者等が、条例第11条の規定により文化財の修理をしようとするときは、鳥取市指定文化財修理届(様式第11号)を委員会に提出しなければならない。

(現状変更等の完了報告)

第16条 前2条の規定による現状変更及び修理が完了したときは、速やかに鳥取市指定文化財現状変更(修理)完了届(様式第12号)を委員会に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第17条 所有者等が、条例第14条の規定による補助金を受けようとするときは、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号)の例による。

(公開)

第18条 条例第15条の規定による公開のために要する費用は、市の負担とする。

2 委員会は、公開のために出品された鳥取市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者をその職員のうちから定めなければならない。

(文化財台帳)

第19条 委員会は、次に掲げる事項を記載した文化財台帳を備え、文化財の保全活用の状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 文化財の種別、名称及び員数
- (2) 所有者等の住所、氏名又は名称
- (3) 指定書記号番号及び指定年月日
- (4) 指定当時の状況
- (5) 創建又は創始及び沿革
- (6) 指定の理由
- (7) その他必要な事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年2月21日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日教委規則第11号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

鳥取市文化財指定申請書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

所有者(管理者)住所

氏名(名称) 印

下記のとおり鳥取市文化財の指定を受けたいので申請します。

記

- 1 文化財の種類
- 2 文化財の名称及び員数
- 3 所在地
- 4 所有者の氏名、名称、住所、電話
- 5 管理者の氏名、名称、住所、電話
- 6 文化財の現状
- 7 由来、徴証、伝説、伝来、作者等
- 8 その他参考となる事項
- 9 添付書類(図面、写真、資料)

様式第2号(第9条関係)

(表面)

↑	<p>記号番号</p> <p>鳥取市文化財指定書</p> <p>名称 員数</p> <p>構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴</p> <p>右を鳥取市文化財に指定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取市教育委員会印</p>
↓	← 40cm →

(裏面)

備考						
	次の場合には、この指定書を添えて届け出なければなりませんことになっていきます。 一 所有者が変更したとき。 二 所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 三 所在の場所を変更したとき。 次の場合には指定書を返さなければなりませんことになっていきます。 一 文化財の指定が解除されたとき。		所有者			所有者
			所有者の住所			所有者の住所
			所在の場所			所在の場所
			変更の年月日			交付又は再交付の年月日

様式第3号(第9条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

(表面)

25cm	↑	記号番号
	↓	認定書 無形文化財 住所 氏名 (芸名・雅号) 生年月日 右を鳥取市指定無形文化財保持者に認定する。 年 月 日 鳥取市教育委員会印
		← 40cm →

(裏面)

備考				
				保持者
				保持者の住所
				芸名・雅号等
				摘要
次の場合には、この認定書を添えて届け出なければならないことになっています。				
一 保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。				
二 保持者が死亡、又は事故に遭い指定無形文化財の保持伝承ができなくなったとき。				
次の場合には認定書を返さなければならないことになっています。				
一 無形文化財の指定及び無形文化財保持者の認定が解除されたとき。				

様式第4号(第11条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

鳥取市指定文化財指定書再交付申請書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 印

下記のとおり鳥取市文化財指定書を滅失(き損、亡失、盗難)したので、再交付を申請
します。

記

- 1 文化財の名称、数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者氏名名称住所
- 4 滅失(き損、亡失、盗難)発見年月日、理由
- 5 その他参考となる事項
- 6 添付書類(盗難の場合には警察署盗難届証明)

様式第5号(第12条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

鳥取市指定文化財所有者等変更届書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

所有者(管理者)住所
氏名

下記のとおり変更したので、届けます。

記

- 1 文化財の名称、数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者の旧氏名、旧住所
- 5 所有者の新氏名、新住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項

(注)

- 1 この届書には、指定書を添付すること。
- 2 史跡、名勝、天然記念物の所有者の変更の場合で指定地域の一部について所有者を変更するときは、第6号として、その地域の地番、地目及び地積を記載し、第6号を順次1号ずつ繰り下げるものとする。

様式第6号(第12条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

鳥取市指定文化財保持者事故届

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

保持者(相続人)住所
氏名(名称)

下記のとおり事故があったので、届けます。

記

- 1 文化財保持者氏名(名称)
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 認定書の記号番号及び認定年月日
- 4 事故発生の日時及び場所
- 5 事故の原因及び状況
- 6 今後の処置に対する希望
- 7 その他参考となる事項

様式第7号(第13条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

鳥取市文化財所在場所変更届

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

所有者(管理者)住所

氏名(名称) 印

下記のとおり所在場所を変更したいので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 4 旧所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかな場合にはその時期
- 9 その他参考となる事項

様式第8号(第13条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

(表面)

鳥取市文化財滅失(き損、亡失、盗難)届

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

所有者(管理者)住所
氏名(名称)

下記のとおり滅失し(き損し、亡失し、盗み取られ)たので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理者)の氏名及び住所
- 5 滅失(き損、亡失、盗難)の日時及び場所
- 6 滅失(き損、亡失、盗難)の事実を知った日時
- 7 滅失(き損、亡失、盗難)した当時における管理状況
- 8 滅失(き損、亡失、盗難)の状況及び発見後の処置
- 9 今後の処置に対する希望
- 10 その他参考となる事項

(裏面)

(注)

- 1 き損の場合にはき損の状況を示す写真を添付すること。
- 2 滅失の場合には指定書を添付すること。
- 3 史跡、名勝、天然記念物がき損した場合には、第9号として、き損の結果当該史跡、名勝、天然記念物はその保存上受ける影響を記載し、第9号以下を順次1号ずつ繰り下げるものとする。

様式第9号(第14条関係)

(本様式…一部改正〔平成12年教委規則11号〕)

鳥取市文化財現状変更許可申請書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

所有者(管理者)住所

氏名(名称) 印

下記のとおり、現状変更の許可を申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴
- 9 変更に要する経費
- 10 その他参考となる事項

(注)

- 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 変更しようとする部分(地域)の「キャビネ」型以上の写真(変更箇所を表示すること)を添付すること。
- 3 史跡、名勝、天然記念物の場合には、変更しようとする地域及び地ぼうを表した実測図(地番を記した変更箇所を表示すること)を添付すること。
- 4 所有者が申請する場合には、第4号の事項については記載の必要はないこと。

様式第10号(第14条関係)

(本様式…一部改正〔平成元年教委規則1号〕)

受 第 号

鳥取市文化財現状変更許可書

申請者 様

年 月 日付けで申請のあった の現状変更()を鳥
取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号)の規定により許可します。ただし、実施に
当たっては、鳥取市教育委員会の指示に従ってください。

年 月 日

鳥取市教育委員会

教育長 印

様式第11号(第15条関係)

鳥取市文化財修理届

年 月 日

鳥取市教育委員会 殿

所有者(管理者)住所

氏名(名称)

印

下記のとおり修理をしたいので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号及び番号
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 5 修理を要する理由
- 6 修理の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴
- 9 修理に要する経費
- 10 その他参考となる事項

(注)

- 1 施行仕様書設計書及び見積書を添付すること。
- 2 修理しようとする部分(地域)の「キャビネ」型以上の写真(修理箇所を表示すること)を添付すること。
- 3 史跡、名勝の場合には、修理しようとする地域及び地ぼうを表した、実測図(地番を記した修理箇所を表示すること)を添付すること。
- 4 所有者が修理する場合には、第4号の事項については記載の必要はないこと。

様式第12号(第16条関係)

鳥取市指定文化財現状変更(修理)完了届

年 月 日

鳥取市教育委員会 殿

所有者(管理者)住所

氏名(名称) 印

下記のとおり現状変更(修理)が完了したので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 5 現状変更(修理)着手年月日
- 6 現状変更(修理)完了年月日
- 7 現状変更(修理)の経過
- 8 施行者氏名(名称)住所
- 9 変更修理に要した経費
- 10 添付書類(写真・図面等)